

インターネット表現活動が本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する旨等の公表

川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例（令和元年川崎市条例第 3 5 号）第 1 7 条第 1 項の規定に基づき、インターネット表現活動に係る表現の内容の拡散を防止するために必要な措置を講じたので、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和 8 年 1 0 月 1 日

川崎市長 福 田 紀 彦

1 本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する旨の認識

インターネット上のブログサイト「ライブドアブログ」へ、特定の市民等を対象として、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由とする次の趣旨の表現を含む投稿をした行為は、いずれも本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する。

事案 番号	趣旨
1	早く帰れよ■■■（人以外のものに例える侮蔑的表現）ハゲ●●●（特定の民族の蔑称）
2	日本から消えてくれ！
3	三世以降は××××（特定の地域名）に帰国するのではなかったのか？
4	・■■■（人以外のものに例える侮蔑的表現）に謝れ ・●●●（特定の民族の蔑称）は生かしておいたらいけない◎◎（人以外のものに例える侮蔑的表現）だ
5	在日▲▲▲（特定の民族名）・△△△（特定の民族名）は正式名称「日本国に寄生する■■■（人以外のものに例える侮蔑的表現）」で正しい
6	嘘を吐き続けないと生きていけない、生まれながらの頭のおかしい犯罪者
7	3 世以降は帰国するって言っていただろ
8	▲▲▲（特定の民族名）だから体臭臭いんだろうな、吐く息も臭いで黙っててもらっていいですか
9	・◇◇◇◇（誹謗中傷する表現）▲▲▲（特定の民族名）！ ・3 世以降は国に帰れと法で定めたんだよ ・さっさと部落に帰れ

2 インターネット表現活動に係る表現の内容の概要

上記 1 に記載のとおり

3 拡散を防止するために講じた措置

上記 1 の表現を含む投稿について、「ライブドアブログ」を運営する株式会社ライブドアに削除を要請した。

4 拡散を防止する措置を講じた年月日

令和 8 年 9 月 3 0 日

5 その他

(1) 上記 1 の表現は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当するものであるが、広く市民に周知することにより、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消を図るものである。

(2) 公表したもの以外の表現が本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当しないという趣旨ではない。